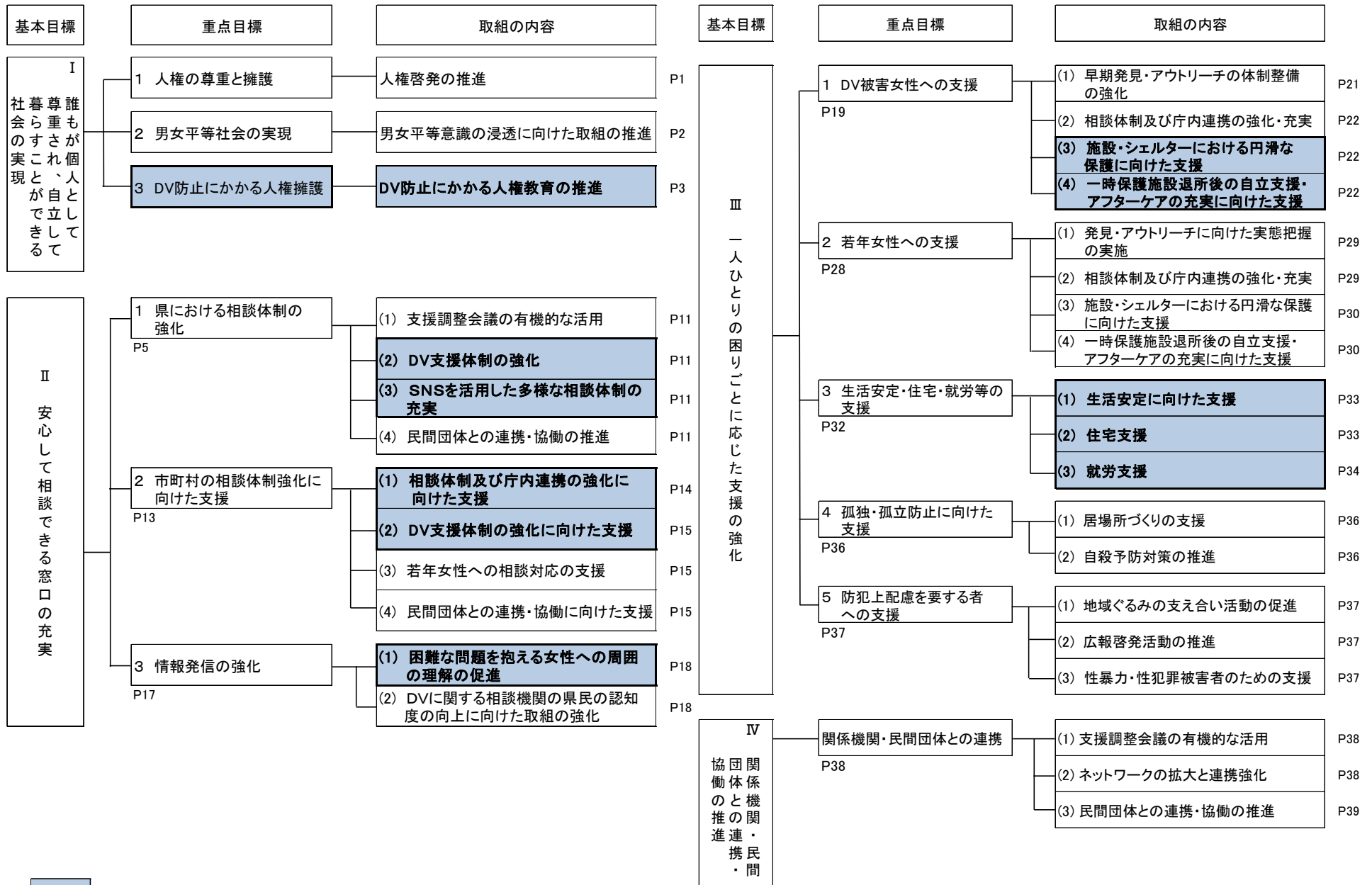


# 困難な問題を抱える女性への支援に関する計画（仮称）の概要（たたき台） 資料 2

計画の趣旨・位置付け	計画の構成・項目		計画の期間	意見の反映	実施状況の点検・評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づき、本県における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項及び施策の実施内容について定める。</li> <li>・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」と一本化する。</li> </ul>	第1章 計画の策定に当たって	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定の趣旨</li> <li>・ 計画の位置付け</li> <li>・ 計画の期間及び進捗管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度～令和10年度</li> <li>・ 計画期間内に社会情勢等の変化があった場合、必要により見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定・改定の際は、困難な問題を抱える女性への支援に関係する機関・団体等から意見をいただく。</li> <li>・ パブリックコメントを行い、広く県民に意見を求める。提出された意見及びその反映状況等を公表する。</li> </ul>	支援調整会議（代表者会議）において、随時、計画の点検・評価を実施
	第2章 計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念</li> <li>・ 基本目標</li> <li>・ 指標</li> <li>・ 施策の体系</li> </ul>			
	第3章 計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状</li> <li>・ 課題</li> <li>・ 取組の内容</li> </ul>			

基本理念	基本目標	重点目標
「人権の尊重と擁護」 「男女平等の実現」 「女性の福祉の増進」 を基本理念とし、困難な問題を抱える女性の早期発見から自立支援に至るまで、当事者の立場に寄り添った相談支援体制を構築し、切れ目のない総合的な支援を行う。	<b>I</b> 誰もが個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会の実現 ～人権尊重、男女平等による差別を許さない社会づくりを目指します～	1 人権の尊重と擁護 2 男女平等社会の実現 3 DV防止にかかる人権擁護
	<b>II</b> 安心して相談できる窓口の充実 ～県内のどこに住んでいても安心して相談できる体制づくりを目指します～	1 県における相談体制の強化 2 市町村の相談体制強化に向けた支援 3 情報発信の強化
	<b>III</b> 一人ひとりの困りごとに応じた支援の強化 ～一人ひとりの事情に対応した適切な支援を実施します～	1 DV被害女性への支援 2 若年女性への支援 3 生活安定・住宅・就労等の支援 4 孤独・孤立防止に向けた支援 5 防犯上配慮を要する者への支援
	<b>IV</b> 関係機関・民間団体との連携・協働の推進 ～民間団体等と連携・協働して支援にあたります～	1 関係機関・民間団体との連携

# 施策の体系（たたき台）



「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」の取組内容

# 市町村における支援体制（たたき台）

困難な問題を抱える女性への支援は様々な分野に及ぶことから、多様な主体（県、関係機関、民間団体）との連携・協力を一層充実させ、支援施策を推進する。

